

令和6年度青森県農業者の副業による地域課題解決促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1 県は、農業者の副業に必要な資格取得を支援することにより、経営安定を図るとともに、建設業や運送業等の労働力不足に伴う地域課題の解決を図るモデルを構築するため、農業者が副業に必要な資格を取得するための講習を受講するのに要する経費について、令和6年度予算の範囲内において、当該農業者に対し、青森県農業者の副業による地域課題解決促進事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、青森県補助金等の交付に関する規則（昭和45年3月青森県規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象経費等)

第2 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、事業実施主体及び補助金の額は、別表のとおりとする。

(申請書等)

第3 規則第3条第1項の申請書は、第1号様式によるものとする。

2 規則第3条第2項及び第3項の規定により前項の申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（第1号様式別紙）
- (2) その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付の条件)

第4 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定がなされた場合において、規則第5条の規定により付された条件となるものとする。

- (1) 補助事業を中止し、又は廃止する場合において、事業中止（廃止）承認申請書（第2号様式）を知事に提出してその承認を受けること。
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合において、速やかにその旨を知事に報告してその指示を受けること。
- (3) 補助事業の状況、補助事業の経費の収支その他補助事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、これらを補助金の交付に係る年度の翌年度から5年間保管しておくこと。
- (4) 事業実施年度からその翌年度までの2年間、各年度における取組状況について記載した事業成果報告書（第3号様式）を作成し、各年度の翌年度の4月15日までに知事に提出すること。なお、資格講習の受講者1人につき2年間で20日以上の就業を達成できなかった場合は、併せて、改善計画（第4号様式）を提出すること。

(申請の取下げの期日)

第5 規則第7条第1項の規定による補助金の交付の申請の取下げの期日は、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して15日を経過した日とする。

(補助金の交付方法)

第6 補助金は、補助事業の完了後交付する。

(補助金の請求)

第7 補助金の請求は、補助金請求書（第5号様式）を知事に提出して行うものとする。

(実績報告)

第8 規則第12条の規定による報告は、補助事業の完了の日（補助事業の廃止の承認を受けた場合は、その日）から起算して30日を経過した日又は補助金の交付に係る年度の翌年度の4月15日のいずれか早い期日までに事業完了（廃止）実績報告書（第6号様式）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

（1）資格取得の講習受講に関する領収書の写し等、補助対象経費の支払状況が確認できる書類

（2）その他知事が必要と認める書類

附 則

この要綱は、令和6年10月8日から施行する。

別表（第2関係）

補助対象経費	事業実施主体	補助金の額
<p>事業実施主体（構成員を含む。）及び事業実施主体に當時雇用されている労働者が、副業に必要な次に掲げる資格を取得するための講習を受講するのに要する経費。ただし、免許取得に係る試験手数料等は除く。</p> <p>(1) 大型自動車免許 (2) 大型特殊自動車免許 (3) 車両系建設機械運転資格 (4) 普通自動車第二種免許 (5) フォークリフト運転資格 (6) その他知事が必要と認める資格</p>	<p>次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 認定農業者（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第12条第1項の認定を受けた者をいう。） (2) 認定新規就農者（基盤強化法第14条の4第1項の認定を受けた者をいう。） (3) 農業経営士（青森県農業経営士及び青年農業士認定要領による認定を受けた者をいう。） (4) 青年農業士（青森県農業経営士及び青年農業士認定要領による認定を受けた者をいう。）</p>	<p>補助対象経費（消費税及び地方消費税を除く。）の3分の1に相当する額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。）の合計額又は100千円のいずれか低い額以内の額</p>

（注）當時雇用とは、期間の定めのない雇用又は7か月以上の期間を定めて雇用していることをいう。